

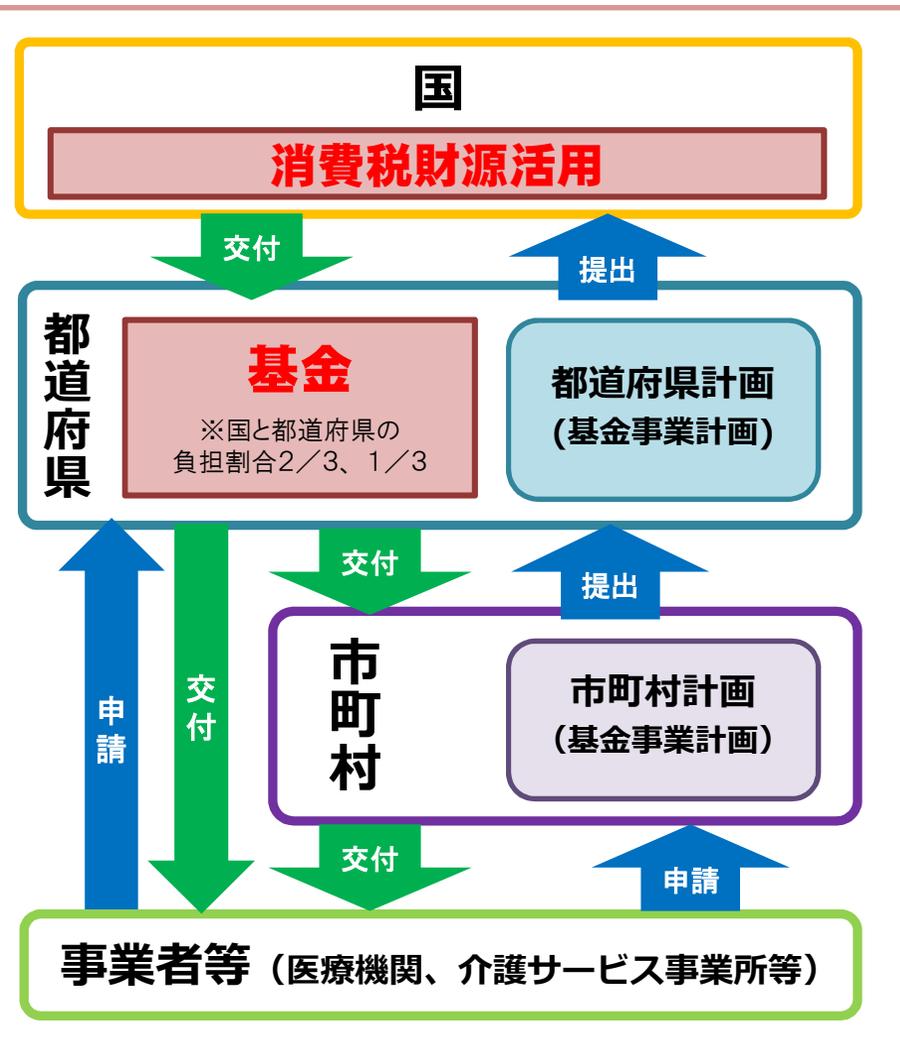
地域医療介護総合確保基金の活用について

平成28年3月18日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

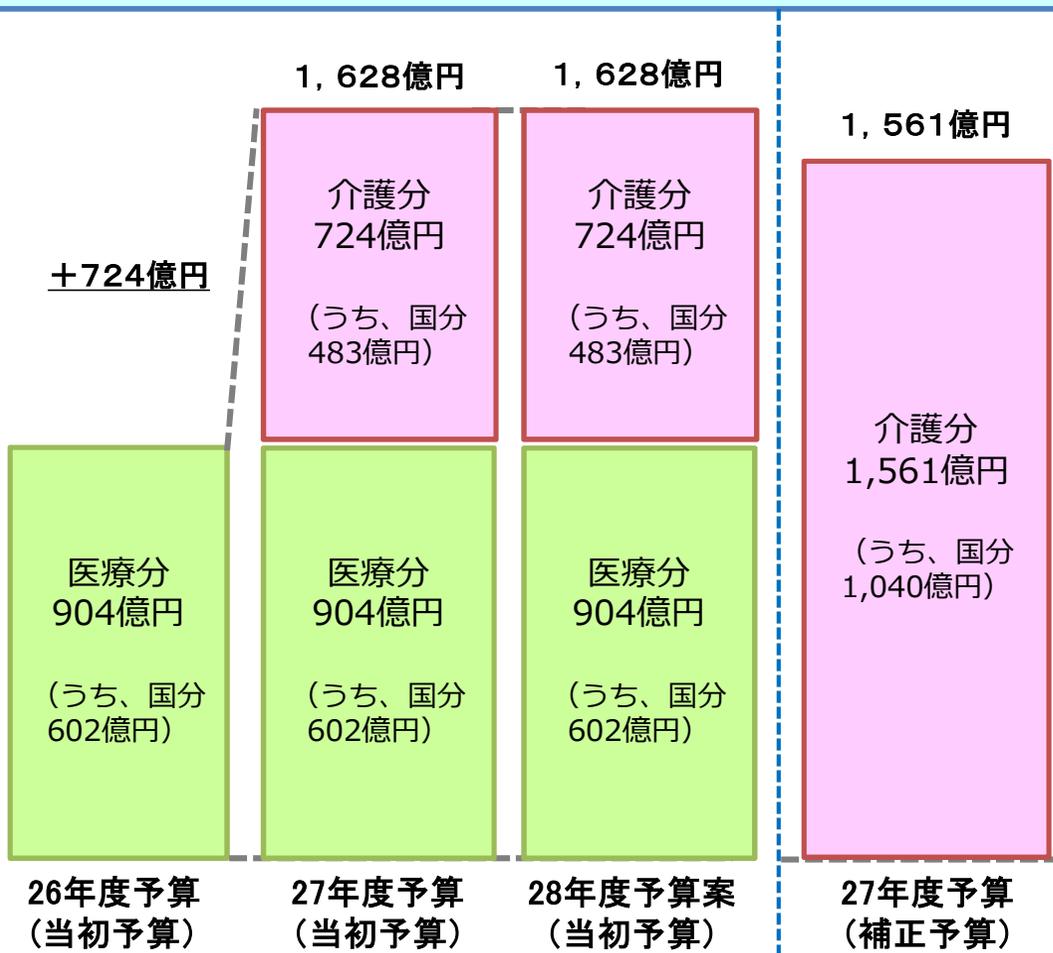
地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算及び平成28年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算は、公費ベースで1,561億円（うち、国分1,040億円）
- 地域医療介護総合確保基金の平成28年度予算案は、公費ベースで1,628億円（医療分904億円（うち、国分602億円）、介護分724億円（うち、国分483億円））

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

今後のスケジュール(案)

【平成27年度補正予算(介護分)】
28年 3月 目途 都道府県へ交付

【平成28年度当初予算(医療分及び介護分)】
28年1月～ (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施)
3月～ 国による都道府県ヒアリング実施
予算成立後 基金の交付要綱等の発出
5月 目途 都道府県へ内示(※都道府県計画提出)

(注) このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更があり得る。

地域医療介護総合確保基金の対象事業①

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備の整備に対する助成を行う。

(病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備)

- ・ 平成27年度以降に策定される地域医療構想に基づいた病床機能の転換等の施設・設備整備に対する助成事業
- ・ 地域医療構想の策定前の病床の機能分化・連携については、回復期病床等への転換など構想策定前においても必要性が明らかな施設・設備整備に対する助成事業
- ・ 医療機関(病院、診療所)をはじめ、訪問看護ステーション、薬局及び介護関係施設等におけるICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を行う事業



2. 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

(在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備)

- ・ 在宅医療の実施に係る拠点の整備 / ・ 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援 / ・ 在宅医療推進協議会の設置・運営 等

(在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業)

- ・ 在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成 / ・ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 等

(その他在宅医療の推進に資する事業)

- ・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 / ・ 在宅医療や終末期医療における衛生材料や医療用麻薬等の円滑供給の支援 等



3. 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

(地域密着型サービス施設等の整備への助成)

- ・ 地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対しての支援

(介護施設の開設準備経費等への支援)

- ・ 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援
(※定員30人以上の広域型施設を含む。)
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等の支援
- ・ 土地の取得が困難な都市部等での定期借地権の設定のための一時金の支援
- ・ 介護施設で働く職員等の確保のために必要な施設内の保育施設の整備に対する支援

(特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善)

- ・ 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に対する支援
- ・ 特別養護老人ホーム等のユニット化改修に対する支援
- ・ 介護療養型医療施設等を老人保健施設等への転換整備に対する支援

(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ等
※ 定員30名以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。



地域医療介護総合確保基金の対象事業②

4. 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

(医師確保対策)

- ・ 地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)
- ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施
- ・ 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- ・ 女性医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士の復職や再就業の支援 等



(看護職員等確保対策)

- ・ 新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施
- ・ 看護職員が都道府県内に定着するための支援
- ・ 看護師等養成所の施設・設備整備、看護職員定着促進のための宿舍整備 等

(医療従事者の勤務環境改善対策)

- ・ 医療勤務環境改善支援センターの運営
- ・ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラークの配置、院内保育所整備・運営等)
- ・ 電話による小児患者の相談体制や休日・夜間の小児救急医療体制の整備 等

5. 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。

(参入促進)

- ・ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- ・ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- ・ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- ・ 介護未経験者に対する研修支援
- ・ 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 等



(資質の向上)

- ・ 介護人材キャリアアップ研修支援 / ・ 各種研修に係る代替要員の確保 / ・ 潜在介護福祉士の再就業促進
- ・ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 / ・ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 / ・ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 等

(労働環境・処遇の改善)

- ・ 新人介護職員に対するエルダー、メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- ・ 管理者等に対する雇用管理改善方策の普及(雇用管理改善の説明会、介護ロボット導入支援等)
- ・ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援 等

平成27年度地域医療介護総合確保基金における 在宅医療・介護連携関係事業の主な取組例（地域支援事業以外）

- 在宅医療・介護連携のための事業で、介護保険の地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能。
（事業例）
 - ・在宅医療・介護連携のための相談員（コーディネーター）の育成
 - ・ICTによる医療介護情報共有等
- 市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用可能。

ICTの活用による在宅医療と介護の連携推進事業 【秋田県】

○事業の実施主体 由利本荘医師会

○事業内容

由利本荘地域をモデル地域として、在宅医療と介護に関する情報を多職種間で効果的に共有するため、ICTを活用した連携システムの構築を推進するための経費に対して助成する。

○事業の目標 アウトプット：在宅医療と介護をつなぐICTネットワークシステムを構築する郡市医師会数(8)
アウトカム：往診を実施する医療機関数(人口10万人対 19.3→19.9)

地域包括ケア先進モデル普及事業 【福井県】

○事業の実施主体 福井県

○事業内容 県下全市町での在宅ケア体制整備を支援するため、全市町・郡市医師会等の関係機関が参加する「福井県在宅ケア推進連絡会」等を開催する。

○事業の目標

在宅ケアに関する国の動向、県内外の地域包括ケアシステム整備のモデル事業を共有して、県全体の体制整備のレベルアップを図り、医療・介護・生活支援サービスを一体で提供する福井県独自の地域包括ケアシステムを構築する。

在宅医療利用者数 H24:4,000人 → H29:4,800人

市町在宅医療連携拠点推進セミナー事業

【滋賀県】

○事業の実施主体 滋賀県

○事業内容

市町が整備する在宅医療と介護の連携拠点機能の整備が促進されるよう、市町在宅医療連携拠点推進セミナーを開催し、広域的・専門的な視点から支援を行うことで、2025年を見据えた在宅療養の推進体制の構築を図る。

○事業の目標

平成30年までに全市町で在宅医療・介護連携推進事業が実施できる。また、各市町で在宅療養を支援する多職種チームの活動の充実が図れるよう、広域的専門的な視点から必要な支援を行う。

- ・市町在宅医療連携拠点推進セミナーに参加した市町数:19市町
- ・在宅医療連携拠点(機能)を整備し、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町の数:9市町以上

在宅医療・介護コーディネート事業

【徳島県】

○事業の実施主体 徳島県

○事業内容

1. 地域包括ケアシステムの構築及び在宅医療・介護サービスの充実に向けて、市町村のサポートや市町村圏域を越えた課題の解決等に対して、保健所が中心となり対応する。
 - (1) 2次(1.5次)医療圏単位での、在宅療養患者の入退院時の円滑な情報共有に向けた「退院支援ルール」の運用・普及等
 - (2) 介護保険の地域支援事業での在宅医療・介護の連携事業実施に向けた市町村へ支援等(行政と郡市医師会の連携支援等)
2. 在宅医療に対する不安の一つである「終末期医療」や「看取り」に対する理解を深めるとともに、患者の意志を尊重した終末期医療の提供体制を構築するため「終末期の医療」や「終末期の医療に関する意思表示」等に関する講演会や研修会等を開催する。

○事業の目標

退院支援ルールの策定等(県内保健所管内)

地域包括支援センターマネジメント強化事業

【広島県】

○事業の実施主体 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会

○事業内容

在宅医療・介護連携の推進に向け地域包括支援センターにおける医療・介護連携のネットワーク構築状況の現状を把握するとともに、センターの強化すべき機能や管理者等(リーダー)に求められるコーディネート能力についての検討を踏まえ、管理者等に必要な研修プログラムを構築する。

- ・医療介護連携に関する実態調査、実態調査の分析

○事業の目標

地域包括ケアシステム構築日常生活圏域

現状値(H26年度) 22圏域(見込)

H27年度 45圏域

※事業最終年度(H29) 125圏域(県内全圏域)

参考資料

地域医療介護総合確保基金を活用した在宅・施設サービスの整備の加速化

平成27年度補正予算額 921億円(国費ベース)

在宅・施設サービスを前倒し、上乗せ整備

介護離職防止及び特養待機者の解消を図るため、2020年代初頭までに、約10万人分の在宅・施設サービスを前倒し、上乗せ整備するよう支援(地域医療介護総合確保基金の上積み)する。

*このほか、サービス付き高齢者向け住宅を約2万人分整備(国土交通省予算)

約12万人分増の整備が可能となるよう財政支援
約38万人分以上(2020年度まで)⇒約50万人分以上(2020年代初頭)

対象として想定している在宅・施設サービス
(厚生労働省予算)

- ・特別養護老人ホーム
- ・特定施設(ケアハウス)
- ・介護老人保健施設
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症グループホーム
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

約10万人分増

サービス付き
高齢者向け住宅
(国土交通省予算)

約2万人分増

定期借地権の一時金の支援(拡充)

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払い)の支援の対象を拡充する。

- *定期借地権(50年間)で国有地を始めとした施設用地を借りる場合に、一時金の一部(最大路線価額の1/4以内)を支援。
- *特別養護老人ホーム等(広域型施設含む)を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合においては、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。
- *今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業」等について支援対象施設に追加。

介護施設等の合築等支援(新規)

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

*地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援(一部新規)

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

*空き家を活用した認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業の整備を行う場合の単価を新設。

地域医療介護総合確保基金(介護人材確保分)

27補正予算額 : 119.4億円(国費)
179.1億円(公費)

(参考)介護従事者確保事業分のみ
27補正予算額 : 102.9億円(国費)
154.4億円(公費)

(1) 介護人材の就労促進

(主な事業)

○ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化

社会活動(ボランティア)を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者(50歳~64歳:全国で120万人と推定)の就労を促進するため、ボランティアセンター・シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会を設置し、地域の実情に応じた取組を総合的に推進。

○介護分野での就労未経験者の就労・定着促進

特に都市部での需要の増加が見込まれる訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し研修受講費等の助成を支援する。

○新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰制度を創設

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰し、優良事例の横展開を図る。

(2) 介護人材の子育て支援

○介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営を支援 (注) 整備及び開設については、介護施設等整備分として計上

離職事由の最上位(約3割)は「結婚、出産・育児」であり、介護人材が子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備するため、全国約6千人分の介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営を支援する。

○子育て支援のための代替職員のマッチング(介護職員子育て応援人材ステーションの実施)

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズにマッチングさせる子育て応援人材ステーションを設置する。

(3) 介護従事者の業務効率化・負担軽減の推進

○ 介護ロボットの導入支援

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、介護施設等における介護ロボットの導入経費を支援。

(4) 介護人材の資質向上への支援

(主な事業)

○ 喀痰吸引等研修の実施体制の強化

今後、増加が見込まれる医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進に資する喀痰吸引等研修の実施機関を増設するため、新規開設機関に対して初度経費を支援。

○ 介護職員の研修参加のための代替要員の確保

現任職員が研修を受講している期間における代替職員の確保に要する経費を支援。

(5) 潜在介護人材の再就職支援

(主な事業)

○ 潜在介護福祉士の再就業促進への取組に対する支援

潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修を実施。

○ 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査を実施する。

(6) 地域全体で高齢者を見守る社会づくりを支える多様な人材・取組への支援

○ 地域包括ケア実現のための多様な人材の育成

地域における認知症ケア・権利擁護、介護予防、生活支援を推進するための人材の育成を支援する。